



**アートスパークホールディングス株式会社**

**エクイティファイナンスの補足説明資料**

# エクイティファイナンスの意図

エクイティファイナンスによる調達資金は、本年1月のCandera社のM&Aに関連する借入金返済に充当する予定です。更なる企業価値の向上のためには、継続的なシステム研究開発や人件費、企業買収等への投資は不可欠で、そのためには、自己資本の充実による一層の財務基盤の強化及び財務柔軟性の確保を図る事が肝要と考えております。

## Candera社の買収



## 中期経営計画の公表



## エクイティ ファイナンスの実施

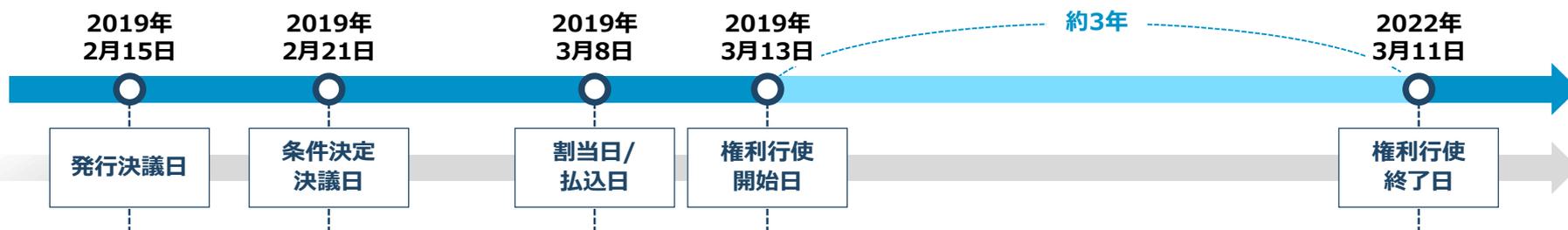
- UI/UX事業の強化・成長を目的とし、2019年1月31日にCandera社の買収を完了
  - ✓ 同業最大手の一社を買収することで事業ポートフォリオの多様化が見込まれ、双方の顧客基盤の拡大も見込まれる
  - ✓ 協業による開発体制の強化により付加価値が向上、市場競争力の一層の向上が見込まれる。また、マーケティング費用の低減により、利益率の向上も見込まれる。
- 買収をふまえた中期経営計画を公表
  - ✓ クリエイターサポート事業の安定成長と、買収によるUI/UX事業の成長加速により、2023年12月期には2018年12月期対比で売上高2.2倍、営業利益5.9倍を計画

| 資金使途                    | 金額<br>(億円) | 支出予定時期              |
|-------------------------|------------|---------------------|
| Candera社のM&Aに関連する借入金の返済 | 10.26      | 2019年3月～<br>2022年3月 |

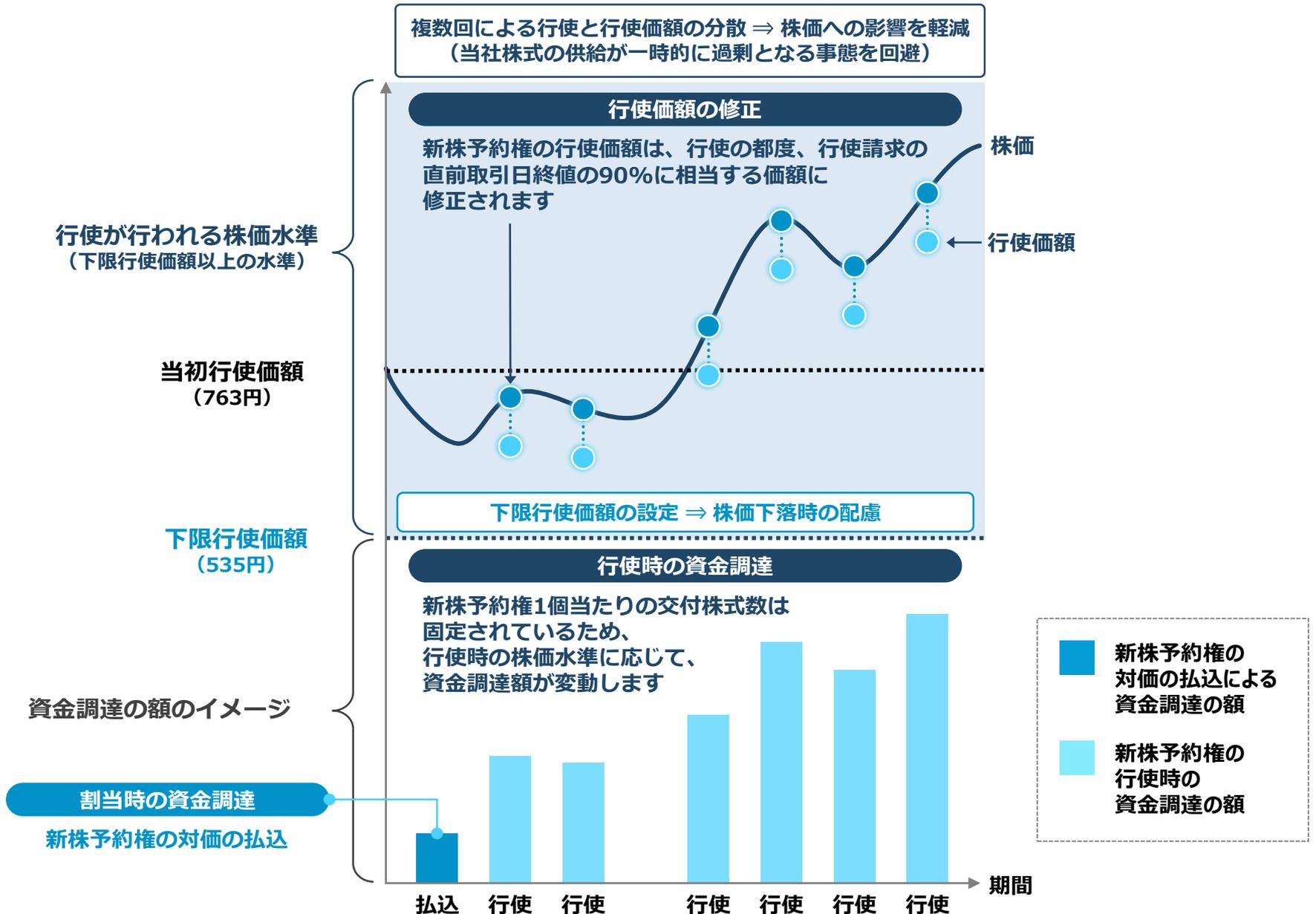
# エクイティファイナンスの概要

新株予約権の手法を選択しており、概要は以下の通りとなります。

| 第11回新株予約権     |   |
|---------------|---|
| 発行決議日         | 2019年2月15日  |
| 条件決定決議日       | 2019年2月21日  |
| 割当・払込日        | 2019年3月8日   |
| 新株予約権の総数      | 13,500個   |
| 潜在株式数（最大希薄化率） | 1,350,000株（2019年2月15日の総議決権数に対して19.93%）  |
| 行使可能期間        | 約3年（2019年3月13日～2022年3月11日）  |
| 割当予定先及び割当方法   | 野村証券（株）に第三者割当   |
| 当初行使価額        | 763円（条件決定決議日の直前取引日終値）   |
| 修正行使価額の上限     | なし  |
| 行使価額の修正       | 各行使請求の通知日の直前取引日終値の90%相当に修正される。<br>※ 但し、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とする。 |
| 修正行使価額の下限     | 535円（条件決定決議日の直前取引日終値×70%）で固定  |
| その他           | 行使の指定、行使の停止、取得条項、取得請求権  |



# 新株予約権による資金調達のイメージ



※ 上図はイメージであり、実際の当社株価の推移を予想若しくは保証するものではありません。

# 今回のエクイティファイナンスに関するQ&A①

| 質問   | 回答   |
|--|--|
| <p>1 <b>他の資金調達手法を採用しなかったのはなぜですか。</b></p>   | <p>公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株当たりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えました。また、社債等の負債性の資金調達手法を用いた場合には、調達した資金が「負債」となるため、財務の健全性が低下するというリスクもあります。</p> <p>一方、本新株予約権においては、行使の分散や下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。資本調達に際して株価への影響を可能な限り低減できると考えられる仕組みを導入し、将来の株価上昇メリットを1株当たり調達金額の上昇として享受することが可能な仕組みを採用することは、既存株主の利益につながると考えております。また、本件においては、割当予定先による新株予約権の行使について、当社の判断で行使指定や停止指定を行うことができる設計となっており、当社の資金需要や株価動向等に応じて柔軟に対応することができるというメリットもあります。</p>   |
| <p>2 <b>割当予定先は借株を実施し、空売りをするのでしょうか。</b><br/><b>空売りをしようとする</b><br/><b>株価の下落圧力になるのではないのでしょうか。</b></p> | <p>今回の調達に伴い、割当予定先は当社代表取締役社長である野崎慎也及び取締役である伊藤賢より借株を行う予定です。当社としてこの借株は、本調達に伴い株式を取得する投資家の、例えば以下のようなニーズに対応するためと聞いております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 投資家がまとまった数量の株式を、即座に特定の株価で取得したいと申し入れてきた場合</li> <li>➢ 投資家が取得に際して、まとまった数量の株式を、一定期間中に取得価格を分散しながら取得したいと申し入れてきた場合</li> </ul> <p>その他投資家の取得に際して供給を円滑に実施するための借株であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の借株は使用しないと聞いております。また、本新株予約権の商品性に鑑みると、当社の株価が低い水準となることには、割当予定先にとっても経済合理性が認められないと考えられますので、こうした理由から、同社が故意に株価を下げるような行為を行うとは想定しておりません。</p> <p>なお、野崎慎也及び伊藤賢は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ借株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。</p> |

# 今回のエクイティファイナンスに関するQ&A②

| 質問 |   | 回答   |
|----|---|--|
| 3  | 発行価格（新株予約権1個につき514円）とは、株価が514円ということでしょうか。         | <p>発行価格とは新株予約権という権利の値段であり、新株予約権の行使により発行される株式の対価（株価）とは異なるものです。割当予定先が当社の新株予約権を取得するにあたり、かかる権利の購入対価として、当社に支払う価格となります。また、割当予定先が新株予約権を行使して株式を取得する（新株予約権の権利を行使する）際に、当社に支払う価格を「行使価額」といい、これが今般の資金調達で発行される株式の対価となります。</p> <p>今般の資金調達においては、下限行使価額は535円と設定されており、当社の株式が当該下限行使価額よりも低い価額で発行されることはありません。</p> |
| 4  | 今回の新株予約権の権利行使が進まず、当初予定通り資金調達ができなかった場合の対応を教えてください。 | <p>本新株予約権の行使状況により実際の調達金額がCandera社の株式取得に伴う借入金の返済額に満たない場合には、財務の健全性に配慮しながら、不足分を手元資金等により充当する予定であります。</p> <p>なお、詳細については、2月15日付プレスリリースの10頁の「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途（注）1」をご参照ください。</p>   |

# 今回のエクイティファイナンスに関するQ&A③

| 質問 |   | 回答   |
|----|---|--|
| 5  | <p><b>今回の新株予約権の行使価額の修正及び行使状況を確認する方法はありますか。</b></p>                                    | <p>ある月に権利行使が行われた場合には、翌月月初めに当該月の月間行使状況を開示致します。また、同月中の行使累計株数が13.5万株（発行予定株数である135万株の10%）以上となった場合にも行使状況を開示致します。</p> <p>割当予定先は、同社及び共同保有者の株券等保有割合が5%を超えた場合には大量保有報告書を提出し、以降株券等保有割合が1%以上増減する等の変動が生じるたびに変更報告書を提出します。これらの書類を読むことにより、その時点における同社が保有する新株予約権の数量、潜在株数を含めた保有株数を確認することができます。</p> <p>なお、当社が行使指定又は停止指定を行った場合には、速やかにその内容を開示する予定です。</p> |
| 6  | <p><b>修正行使価額の時価からのディスカウント率を10%とした理由を教えてください。また、当該水準は割当予定先にとって極めて有利ではないのでしょうか。</b></p> | <p>ディスカウント率は、当社が公募増資を行うと仮定した場合のスプレッド（投資家へのディスカウント率+証券会社への手数料率）と概ね同等であると考えられ、妥当な水準と考えております。</p> <p>また、ディスカウント率10%という行使価額の水準との関係では、かかるディスカウント率を考慮に入れた上で新株予約権の価値を評価しており、かかる評価は、第三者評価機関（株式会社赤坂国際会計）に依頼しております。かかる評価に基づいて決定された本新株予約権の払込金額は割当予定先に特に有利な発行条件ではないと考えております。</p>   |